

Q コアタイムは必ず設定しなければならないか

A

コアタイムは、法的には必ずしも設定する必要はありません。ただし、コアタイムがなければ、出社しなかった場合の取扱いをどうするかなどのややこしい問題も生じますので、労務管理のうえからも設定するのが基本といえます。

コアタイムの上限・下限について特に規定はありませんが、通達では、フレックスタイムが極端に短く、コアタイムと1日の労働時間がほぼ一致するような場合は、フレックスタイム制の趣旨に合致しないとしています(昭和63.1.1基発1号)。

したがって、フレックスタイムが始業・終業ともに少なくとも1時間以上となるよう、コアタイムを設定した方が良いでしょう。